

平成 26 年 9 月 30 日  
総務省関東管区行政評価局  
(局長： 淵上 茂)

## 官庁施設のバリアフリー化及び震災時対策に関する行政評価・監視 －利用者の安全確保及び利便向上を中心として－

### <所見表示に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要>

関東管区行政評価局、茨城行政評価事務所及び新潟行政評価事務所では、「官庁施設のバリアフリー化及び震災時対策に関する行政評価・監視－利用者の安全確保及び利便向上を中心として－」の所見表示（平成 26 年 2 月 7 日）に対する 18 機関（関東管区行政評価局、さいたま地方法務局、水戸地方法務局、新潟地方法務局、新潟地方検察庁、関東財務局、関東信越国税局、埼玉労働局、茨城労働局、新潟労働局、関東農政局、茨城森林管理署、関東地方整備局、北陸地方整備局、茨城運輸支局、新潟運輸支局、水戸地方気象台、茨城海上保安部）からの回答を受け（2回目のフォローアップ）、その概要を取りまとめましたので、公表します。

○ 「官庁施設のバリアフリー化及び震災時対策に関する行政評価・監視－利用者の安全確保及び利便向上を中心として－」

- ・ 平成 26 年 2 月 7 日、18 機関に所見表示
- ・ 所見表示に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要は、別添参照

<本件照会先>

総務省関東管区行政評価局  
第一部第2評価監視官 辻

電話：048-600-2321 F A X : 048-600-2337

# 「官庁施設のバリアフリー化及び震災時対策に関する行政評価・監視—利用者の安全確保及び利便向上を中心として—」の所見表示に対するその後の改善措置状況

実地調査：平成25年8月～26年2月  
所見表示先：18機関  
所見表示日：平成26年2月7日  
回答日：(1回目)平成26年2月12日～4月18日  
(2回目)平成26年7月30日～9月26日  
※改善措置状況は、平成26年7月31日現在のもの

## <調査対象機関>

国民からの申請や相談を受けているなど利用者数が多いとみられる埼玉県、茨城県及び新潟県内に所在する国の56庁舎に入居する68行政機関

## 主な通知(調査結果)

### ハード面のバリアフリー化の推進

〔移動等円滑化基準に適合していないものが176事例みられた。〕

### ソフト面のバリアフリー化の推進

〔バリアフリー施設があるにもかかわらず、ホームページで情報提供していないもの等が34機関みられた。〕

### 震災時における帰宅困難者等の受入れ

〔8庁舎が帰宅困難者等の受入れマニュアル等を策定しているが、他の26庁舎は当該マニュアル等の策定に至っていない。〕

### 消防用設備の整備、避難通路の確保等

〔自家発電機室に可燃物を保管、避難通路に障害物を設置しているもの等が8機関みられた。〕

## 主な改善措置状況

55事例が平成26年7月までに改善済み。また、52事例が26年度予算で改善予定であり、合計107事例が26年度末までに改善予定。残る69事例は庁舎修繕時等に改善予定

24機関が平成26年7月までにバリアフリー施設の情報をホームページに提供開始。他の10機関は26年度中に情報提供を開始予定

14庁舎は平成26年7月末までに災害時における帰宅困難者等の受入れマニュアル等を策定済み。2庁舎は26年度中に策定予定

8庁舎は策定に向けて検討中  
2庁舎は近隣の受入施設の案内を行う方針

8機関すべてで改善措置を実施

# 1 バリアフリー化の推進

## (1) ハード面のバリアフリー化の推進

### 主な調査結果

埼玉県、茨城県及び新潟県内に所在する国の56庁舎に入居する68機関のバリアフリー施設を調査した結果、建築物移動等円滑化基準等に適合していないもの計176事例

- 道から案内所等まで点字ブロックが敷設されていないもの等(45事例)
- 車いす使用者用便房及びオストメイト対応設備がない便所等(42事例)
- 階段があることを警告するための点状ブロックが敷設されていないもの(19事例)
- 車いす使用者用駐車施設を示す立札が設置されていない、路面表示が不鮮明なもの(16事例)
- 案内設備(インターホン)が設けられていないもの等(16事例)
- 通路を横断する排水溝等の蓋の溝幅が広いため、障がい者等が円滑に通行できないもの等(15事例)
- 庁舎にエレベーター、傾斜路等がないもの等(11事例)
- 車いす使用者用駐車施設を設けていないもの等(10事例)
- 階段に手すりを設けていないもの(2事例)



### 所見表示の要旨

- ① 指摘した事例について、建築物移動等円滑化基準等を踏まえ計画的に改善措置を講ずること
- ② 下部機関を含め、庁舎の保全実態調査などの機会に、自ら庁舎施設の点検を行い所要の改善措置を講ずること

(関東管区行政評価局、さいたま地方法務局、水戸地方法務局、新潟地方法務局、新潟地方検察庁、関東財務局、関東信越国税局、埼玉労働局、茨城労働局、新潟労働局、関東農政局、茨城森林管理署、関東地方整備局、茨城運輸支局、新潟運輸支局、水戸地方気象台、茨城海上保安部)



### 改善措置状況

- ① 55事例が平成26年7月末までに点字ブロックの敷設、インターホンの設置等により改善済み(別紙P.1～P.7参照)。また、52事例が26年度予算により改善措置を講ずることとしており、合計107事例が26年度末までに改善の予定残る69事例については、今後、改善に必要な予算措置を講ずる、庁舎の修繕時に合わせて改善等する予定
- ② 所見表示した17機関について、12機関は、平成26年7月までに、下部機関を含め、建築物移動等円滑化基準等を踏まえた庁舎施設の点検を実施しており、所要の改善措置を講ずる方針。また、5機関は、26年度中に同様の庁舎施設の点検を実施する予定

## (2) ソフト面のバリアフリー化の推進

### 主な調査結果

調査対象68機関のうち34機関は、

- ① バリアフリー施設があるにもかかわらず、これらをホームページにおいて提供していない(33機関)
- ② バリアフリー施設がないとして、介添えが必要な高齢者、障がい者等が庁舎を利用するときの職員呼出しの方法等に関する情報をホームページで提供していない(1機関)



### 所見表示の要旨

下部機関を含め、バリアフリー施設の有無、その施設・設備名等、介添えを必要とする者が庁舎を利用するときの対応等の情報をホームページにおいて提供すること

(関東管区行政評価局、さいたま地方務局、水戸地方務局、新潟地方検察庁、関東信越国税局、茨城労働局、新潟労働局、関東農政局、茨城森林管理署、関東地方整備局、北陸地方整備局、茨城運輸支局、茨城海上保安部、新潟運輸支局)



### 改善措置状況

- 24機関は、平成26年7月末までに、庁舎のバリアフリー施設の有無、施設・設備名等をホームページにおいて情報提供(別紙P.8参照)。10機関は、26年度中に情報提供を開始する予定

## 2 震災時対策の推進

### (1) 帰宅困難者等の受入れ

#### 主な調査結果

耐震性に問題がないとしている国の34庁舎のうち8庁舎が帰宅困難者等の受入れに関するマニュアル等を策定しているが、他の26庁舎(埼玉県内16庁舎、茨城県内10庁舎)の管理官署について、

- ① 業務継続計画において、中期的な検討事項として、避難住民の受入れを想定した対処方針の策定を挙げているものの、方針を未策定(7庁舎)
- ② 災害対応マニュアル等において、帰宅困難者に対する周辺の帰宅困難者受入施設の紹介等の支援措置を定めるにとどまっている(5庁舎)
- ③ 市区町村又は都県からの要請がないとして、帰宅困難者等の庁舎内への受入れに関するマニュアル等を特段定めていない(14庁舎)



#### 所見表示の要旨

災害時の業務継続の確保の観点から、下部機関を含め、関係官署との協議の上、市町村等との協定の締結や、業務継続計画、災害対策マニュアル等の見直し又は策定等により、近隣で発生する帰宅困難者等の庁舎内への受入れに関するマニュアル等を定めること

(関東管区行政評価局、さいたま地方法務局、水戸地方法務局、関東財務局、関東信越国税局、埼玉労働局、茨城森林管理署、関東地方整備局、茨城運輸支局、水戸地方气象台、茨城海上保安部)



#### 改善措置状況

- 14庁舎(川越税務署、春日部税務署、越谷税務署、川口労働基準監督署、春日部労働基準監督署、行田労働基準監督署、大宮公共職業安定所、川口公共職業安定所、春日部公共職業安定所、水戸財務事務所、筑西しもだて合同庁舎、関東地方整備局常陸河川国道事務所、茨城運輸支局、那珂湊運輸総合庁舎)は、平成26年7月末までに災害時における帰宅困難者等の庁舎内への受入れに関するマニュアル等を策定済み。2庁舎(水戸地方合同庁舎、水戸地方气象台)は26年度中に策定予定

8庁舎(さいたま第2法務総合庁舎、川越地方合同庁舎、川口法務合同庁舎、春日部地方合同庁舎、飯能地方合同庁舎、さいたま地方法務局坂戸出張所、同局本庄出張所、茨城森林管理署)は、マニュアル等の策定に向けて、その内容、入居官署との協議等について検討中

2庁舎(水戸地方法務局土浦支局、筑波地方合同庁舎)は、現状では帰宅困難者等の庁舎への受入れは難しいとして、近隣の受入施設へ案内する方針

## (2) 消防用設備の整備、避難通路の確保等

### 主な調査結果

- ① 自家発電機室に可燃物である自動車タイヤを保管しているもの(1機関)
- ② 避難通路のロッカーを壁に固定していない、障害物を置いているもの(2機関)
- ③ 案内板、矢印表示がなく、容易に避難口を見いだせないもの(4機関)
- ④ 災害時の一時避難場所に段差が多数生じており、避難者がつまずくなどのおそれがあるもの(1機関)



### 所見表示の要旨

- ① 自家発電機室に保管している可燃物等を撤去し、今後、火災を発生するおそれがある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等を同室に置くことのないよう所要の措置を講ずること(さいたま地方法務局)
- ② ロッカー等の固定及び障害物の除去により、避難通路を確保すること(新潟労働局(上越公共職業安定所、巻公共職業安定所))
- ③ 案内板、矢印表示を設けるなどにより、容易に避難口を見いだすことができるようにすること(新潟労働局(新潟労働基準監督署、長岡公共職業安定所、巻公共職業安定所、南魚沼公共職業安定所))
- ④ 一時避難場所(広場)の段差を解消し平坦とすること(関東財務局)



### 改善措置状況

- ① 自家発電機室に保管していた可燃物を撤去(1機関)
- ② ロッカーの壁への固定、室内のレイアウト変更等により、避難通路を確保(2機関)
- ③ 案内板、矢印表示により、避難口を明確化(4機関)
- ④ 改修工事を行い、一時避難場所の段差を解消(1機関)(別紙P.9参照)